

令和8年2月4日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市上下水道事業審議会
会長 斎藤利晃

答申書

令和7年6月27日付け裾水経第30号により諮問のありました件について慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

なお、審議の過程における意見等を付帯意見として併せて付記しますので、善処方を要望します。

記

1 裾野市下水道事業経営戦略の改定案と適正な下水道使用料について

令和元年度に策定した裾野市下水道事業経営戦略は、策定から6年余が経過し、当初計画策定期の前提を上回る想定しがたい物価高騰によって、資機材費や動力費が高騰するなど、著しい経営環境の変化に伴って、計画と現実との間で一部乖離が進んでいる。一方で令和7年3月には、下水道事業の経済性等を考慮し、裾野市公共下水道事業基本計画を改定し、全体計画面積を約4割削減したところである。

このような背景のもと、下水道事業の安定的な事業運営の観点から、この度の経営戦略改定案を審議会において精査し、最新の社会情勢に沿った今後10年間の投資・財政計画となっていることを確認した。なお、今後も健全な事業運営を行っていく上では、事業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するべく、概ね3~5年ごとに経営戦略の見直しを行うとともに、市民生活に最大限配慮しながら、健全経営に取り組むよう要望する。

また、下水道使用料については、公営企業としての独立採算の原則に立脚した健全経営を達成する必要性に加え、社会情勢等の動向にあわせ、将来にわたる安定的な事業運営を継続するために、使用料の改定が必要であると判断する。その平均改定率を16.4%とし、令和9年を目途に下表のとおりとすることを要望する。

下水道使用料金改定表（1カ月・税抜）

| 基本料金 | | 超過料金(1m³につき) | |
|---------|---------|--------------|-------|
| 汚水量 | 使用料 | 汚水量 | 使用料 |
| 10 m³まで | 1,280 円 | 10 m³を超えるまで | 140 円 |
| | | 20 m³を超えるまで | 150 円 |
| | | 50 m³を超えるもの | 180 円 |

2 補野市簡易水道事業経営戦略の改定案と適正な簡易水道料金について

簡易水道事業の経営を安定で持続的なものにするため、次期経営戦略については、令和8年度に予定されている漏水調査の結果や一般会計繰入額の財政シミュレーションとともに作成されるべきであると判断し、令和8年度も継続して審議を行い、当該年度中に答申を行うこととした。

3 補野市水道事業、補野市公共下水道事業及び補野市簡易水道事業の経営状況の確認について

各事業における投資財政計画の令和6年度計画値と令和6年度決算値を比較し、経営状況の確認を行なった。

水道事業及び下水道事業においては、令和7年度に予定されている配水場更新工事や下水管路更新工事を見据えて建設改良工事を抑制したこと等により、建設改良費に若干の差額があったものの、経営状況としては大きな数値の乖離もなく、計画通りの進捗が図られていることを確認した。

また、簡易水道事業においても、投資財政計画と令和6年度決算とに大きな数値の乖離はなく、概ね計画通りの進捗が図られていることを確認した。しかしながら、水道水の安定供給のために、ポンプ更新やバイパス工事等を最優先に行ったことから、有収率改善に向けた管路更新は停滞している状況にあり、必ずしも計画通り進捗が図られているとは認められない状況にある。早急な改善が望まれる。

付帯意見

(1)【下水道事業の健全化】

この度改定予定の下水道事業経営戦略を推進するにあたり、経費回収率の向上や企業債残高の低減が必要である。そのため、水洗化率の向上に向けた取組みを強化する等の収益確保方策の推進に加え、広域連携や官民連携等の検討を含め、様々な角度から事業の効率化方策を検討する必要がある。

あわせて、前述の努力のみでは当該事業の健全経営の推進が十分に行われない可能性があることから、適時適切な下水道使用料の検討に努めることが望ましい。なお、その際には、安定的かつ持続可能な経営基盤の形成に取り組みつつ、市民生活に十分に配慮するよう要望する。

(2)【簡易水道事業の健全化】

簡易水道事業の経営については、料金収入だけでは必要経費を賄うことができない状況が長期に渡って継続していることに加え、今後、更に厳しい状況になることが想定される。その対策として、有収率の改善に資する漏水状況調査、管路及び施設の更新等を堅実に実施していく必要があることは論を俟たない。そのための財源を多様に検討し、確保されることを強く要望する。

なお、国からの要望や市民サービスの公平性の観点を考慮し、令和8年度の審議会の中で、水道事業との経営統合の方向性について多角的に踏み込んだ検討を行うこととした。

(3)【住民への情報公開】

水道事業、下水道事業及び簡易水道事業は、いずれも施設更新や耐震化工事を行う必要があることから、それらの必要性について、住民等に十分な情報提供を行い、事業周知に取り組むこと。

また、使用料及び料金の改定は、住民生活や企業活動に直接重大な影響を与えることから、改定にあたっては、その必要性や時期・内容について、住民等に分かりやすく周知すること。

(4)【職員配置への配慮】

水道事業、下水道事業及び簡易水道事業は、住民生活に密接に関わる重要な基幹事業である。担当部門は昼夜の別なく、設備の故障等発生した場合に緊急対応に従事をしている。このような状況のなか、経営・工務共、技術技能の継承のための職員配置も必要である。人事異動を前提とすると、現状十分な引継ぎ可能な人員数とは言い難い状況にある。

今後、持続可能な事業運営していくためにOJTを通じた引継ぎが可能となるよう、必要な人員の配置を要望する。真摯に検討されたい。